

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第3回総務部会 会議録（要点筆記）

■ 日 時 令和7年9月29日（月）19：00～20：30

■ 場 所 宇野中学校体育館内ミーティングルーム

■ 出席者 ○部会委員

星島永一部会長 高藤弥々委副部会長 中務裕子副部会長

楠戸康弘委員 福本敏子委員 加藤優子委員 栗林太一郎委員

中塚俊道委員 福本泰久委員 與田由佳理委員 町野弘美委員

三澤敏之委員 石原路子委員

（欠席者：日笠桃子委員、南濱喜成委員）

○事務局

学校再編推進課参事 清山智保、主査 小崎隆

■ 傍聴者 一般 1人 市議会議員 1人 報道関係者 0人

1 開会

2 議 事（要綱第8条に基づき、星島部会長が議事進行を行う。）

（1）「新たな中学校名」の選定方法について

部会長： 事務局から説明をお願いする。

事務局： 【資料1、2】により説明

第一次選定で総務部会の部会員が投票する数については、応募数によって変わるために、「新たな中学校名（候補）」の選定要領の投票数について「部会長に指定された数」と表現を修正した。

第一次選定は、応募数から計算し、総務部会委員1名あたり10点の投票となり、事前に皆さんに投票していただいたところである。

第二次選定は、児童生徒、保護者、教職員に加え、地域の方にも投票いただくこととしている。広報たまの10月号に投票期間の予告チラシを折り込み、10月6日から10月15日の7日間の投票期間で設定をしている。投票は市役所又は公民館での投票、及びインターネット投票となる。

第三次選定については、11月上旬に開催予定の第2回全体会で、委員全員で投票して1つの候補名に絞る予定である。

次に、「新たな中学校名」の応募状況及び第一次選定についてである。

応募期間は8月8日から9月8日まで実施した。応募対象者及び、周知方法は資料の通りで、応募件数は288件であり応募内訳、応募区分は資料記載の通りである。応募点数は163点であったが、有効なものは149点であった。第一次選定は事前に実施していただいているので、投票の結果をお伝えする。

得票数の多い順に「玉野中央」「みなと」「玉野みなと」「宇野みなと」「た

まのマリン」「マリン」「湊」であった。「宇野みなと」「たまのマリン」「マリン」「湊」が同数であったため、7点を第二次選定の対象としたいと考えている。

部会長： 事務局の説明について何か質問はあるか。

(質問なし)

それでは、第一次選定で得票数の多かった7点の校名で第二次選定の実施をお願いする。

続いて、「校歌」について、事務局からの説明をお願いする。

事務局： 【別紙1】【資料4】により説明。

校歌の説明の前に前回の「校章」の選定方法についてまとめているので確認をお願いする。公募ができる状況が近づいたら改めて選定要領（案）の協議をお願いする。

次に「新たな中学校名」が決定すると校章と同じく校歌の制作が必要となるため、どのように制作するか協議をお願いしたい。

他の自治体の事例では、4つの選定方法があった。①公募、②公募と専門家への依頼、③専門家に依頼、④現行の校歌の歌詞を変更等である。校歌については専門性が高いので、他自治体では専門家に依頼する傾向にある。

部会長： 校章については、公募ができる時期が来たら、進めていただきたい。

次に、校歌の選定だが、他市の事例を参考に協議したい。意見はあるか。

委員： 専門家とあるがどんな方が対象になるのか。

事務局： 専門家といっても幅が広い。他の自治体に聞いたところ、地元出身のシンガーソングライターや市出身の有名人、その他として、音楽業界関連の業者へ依頼するなどがあった。

委員： 本市に関係のあるシンガーソングライターはいるのか。

事務局： 玉野市出身の方は、数名いる。

委員の中で音楽関係の方をご存じであれば、紹介してもらいたい。

委員： 子ども達がテレビ番組で、出演者が作曲をしたと言う話を聞いた。そういったものに応募できないか。

委員： バラエティ番組で取り上げてもらえた、それもいいアイデアだと思う。

委員： 公募になったら、楽譜で提出されるのか、テープに録音して提出されるのか。

事務局： 公募も専門家への依頼も同じになると思うが、提出していただくのは、音源の提出、楽譜、歌詞の原稿を合わせていただくことになる。作詞・作曲ともに同じ方にお願いすることを考えている。

委員： 一般公募をした自治体はあるのか。実際には応募するハードルが高いと思うので、あまり好ましくないと考える。

事務局： 最近統合した他の自治体（3ヶ所）に聞き取りをしたところ、専門家か業者へ依頼だった。

- 委 員： 予算についてはどう考えているのか。
- 事務局： 予算に関しては、校歌制作に必要な費用として予算化を考えている。
話が戻るが、テレビ番組への応募や、一有名人への飛び込みでの依頼も可能性はゼロではないと思うが、未確定なことが多くあるため、間に合うかどうかわからない。
- 委 員： 現実的に考えて、他市の事例のように言葉やフレーズを募集することで、玉野市の地域のことや良さが表現されるのではないか。歌詞を作るにあたり、地域の方の想いなどが反映されるのではないか。
- 部会長： この校歌を作るにあたり、どのようなスケジュールになるのか、説明をいただきたい。
- 事務局： スケジュールについては、来年の1月から7ヶ月間を予定しているが、他の自治体では、約10ヶ月の期間を取っているところが多いので、来年1月から12月末までの日程が必要と考えている。
- 部会長： 事例の中に、現在の校歌を変更して使用するとあるが、これは3校のどれかを使うということか。
- 事務局： 他市の事例では、例えば、現在の宇野中学校に生徒が集まるので、宇野中学校の学校名や歌詞を一部修正して校歌にしているようなものである。
修正する場合は、著作権の関係から作詞された方にご了解いただくことが必要となる。
- 委 員： 3校のどこかの校歌を使うのは、学校名と同じで、「どこどこの校歌」となってしまうため、新しく制作する方がいいと思う。
- 委 員： 新しく校歌を作る際に、3校の歌詞を見てもらうことで、地域の名称や場所がわかり、歌詞を作る上で参考になると思う。
- 事務局： 細かい要望を伝えることができるのは、作詞・作曲をまとめて専門家にお願いすることだと考えている。
- 委 員： 校歌を作るにあたり、例えば、メロディーだけなのか、伴奏が必要なのか。子どもの音域や曲の長さ、何番まで作るのかなども、細かく決める必要があると思う。
日比中では、以前、生徒が歌詞を作成して「絆」という歌を作っているので、子ども達が歌詞を作つて曲を専門家に依頼することも可能と思う。
- 事務局： 実際に依頼をする場合、現在の校歌の音源や歌詞をお渡しして参考にしてもらうことは必要と考えている。歌詞に入れてもらいたい言葉やフレーズを集めて、歌詞に取り入れてもらうなどのことはできると思う。
- 部会長： 校歌は、建学の精神や理想とする校風などを表すとあるが、実際に新しい学校のものはすでにあるのか、これから作るのか。
- 事務局： それらは、現在、学校運営部会で協議しており、校歌を依頼する頃までには決めることになっている。

- 委 員： 確認だが、新たな学校ができるときには必ず新たな校歌ができているのか。
- 事務局： ほとんどの学校では、新たな校歌ができている。他市の状況を見ると、開校するまでに、新たな校歌の練習をしている様子がうかがえる。
- 事務局： ほとんどないが、新たな校歌を3月末までに作成していない学校もあった。その場合、開校式で校歌が歌えず、できるまで校歌が無い状況で行事をしたことである。
- 委 員： 予算については、必要な費用として事務局側でしっかり検討して予算化をして、その中で校歌を依頼していただきたい。
- 委 員： 地元に関係する音楽関係者にお願いすることでいいのではないかと思う。
- 委 員： 作詞・作曲者として、選出理由がきちんと説明できる方がいいと思う。
- 部会長： まとめると、歌詞に入れる「言葉」「フレーズ」を公募し、作詞に活用してもらう。合わせて、作詞・作曲を専門家にお願いするという形でよいか。
- 委 員： 公募については、対象は誰にするのか。一般の方を入れると時間がかかるので、子ども達に絞った形が良いのではないか。
- 部会長： 言葉・フレーズの公募は、対象を「子ども達」という意見があったかどうか。
- 委 員： 学校名を募集した結果、中学生が多く応募してくれている。今回のフレーズは中学生だけでもいいのではないか。
- 委 員： 中学生は統合への思いもあるので応募も多くなっていると考えられる。小学校の高学年も、将来通学する学校となるので対象にしてはどうか。
- 委 員： 玉野の歴史などを学ぶ時間があったと思う。それを学習する学年あたりからだと、玉野に関するフレーズも書けるのではないかと思う。
- 部会長： では、公募の対象者は、小学校は4年生以上、中学生として良いか。
(一同異議なし)
- 事務局： 言葉・フレーズは一人1点として良いか。
(一同異議なし)
- 委 員： 文字数の制限はどうするか。
- 委 員： 文字数は特に制限なしでもいいのではないか。
- 委 員： 学校で周知してもらい、興味のある児童生徒に応募してもらいたい。
- 部会長： まとめると、公募による選定で「言葉」・「フレーズ」を公募することとし、対象者は、小学校4年～6年と、中学生で、一人1点とする。文字数は制限しない。作詞・作曲については専門家に依頼することにする。
それでは、本日の協議はここまでとする。